

事 調 第 5 1 号

令和2年(2020年)4月6日

(一社) 北海道農業建設協会会長 様

農 政 部 長

「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る工事請負契約締結時等における周知徹底について

このことについて、別添写しのとおり各(総合)振興局へ通知しましたので、貴会会員等への周知及びご指導方よろしく申し上げます。

農村振興局事業調整課

調整係

TEL 011-204-5402

事 調 第 5 1 号  
令和2年(2020年)4月6日

各(総合)振興局  
産業振興部調整課長 様  
産業振興部農村振興課長 様

農政部農村振興局事業調整課長

「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る工事請負契約締結時等における周知徹底について

工事請負契約締結時等における受注者に対する工事の適正な施工に関する指導及び協力の依頼については、『「技能労働者への適切な賃金水準の確保」に係る工事請負契約締結時等における周知徹底について』（平成31年4月1日付け事調第2号）により通知しているところですが、令和2年4月から適用する公共工事設計労務単価の決定を踏まえ、受注者に対する配布文書の内容を別添のとおり改正しましたので、工事請負契約締結時等に受注者へ配付するなど、趣旨の周知徹底を図るようお願いします。

(調整係)

(受注者用)

受注者各位

(支出負担行為担当者)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(要請)

国土交通省及び農林水産省が令和2年2月14日に決定した工事の積算に用いるための「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」を踏まえ、道においても令和2年2月25日に、この労務単価を道の積算に用いる単価として決定しましたが、令和元年度当初と比べ約3.6%の上昇、また24年度と比較すると66.4%の上昇となったところです。

こうした労務単価の設定にあたっては、建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により就労条件が大きく悪化し技能労働者が減少したこと等を背景に、労働需給のひっ迫傾向に伴う技能労働者の賃金水準の上昇や社会保険等への加入を徹底するために必要な法定福利費相当額を適切に反映したものです。

受注者の皆様におかれましては、こうした事情を踏まえ、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、次のとおり対応されますよう、よろしく願いいたします。

また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(要請)

1 技能労働者への適切な水準の賃金の支払について

公共工事設計労務単価の上昇を技能労働者の処遇改善につなげるため、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対して、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をお願いいたします。

2 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

令和2年4月から適用する公共工事設計労務単価においても、引き続き、技能労働者本人負担分の法定福利費が含まれており、事業主が負担すべき法定福利費も、平成24年6月に土木工事等現場管理費率の改定を行い、予定価格に反映しております。

このため、下請契約に際しては、法定福利費相当額(事業主負担分及び労働者負担分)を含んだ適切な額での、下請契約の締結をお願いいたします。

また、下請企業が、労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させるよう指導の徹底をお願いいたします。

(〇〇(総合)振興局産業振興部〇〇課)